

産業廃棄物処分業許可証

住所 東京都江戸川区篠崎町一丁目2番6号

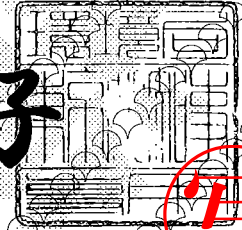
氏名 株式会社京葉興業
代表取締役 鈴木 宏和



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第6項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池百合子



許可の年月日 令和2年11月30日

許可の有効年月日 令和9年11月29日

1 事業の範囲

- (1) 業の区分: 処分(中間処理)
- (2) 処分の方法と取り扱う産業廃棄物の種類(処分に係る限定は裏面の通り)
 - 薬注固化: 燃え殻、汚泥、廃酸、廃アルカリ、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん (以上8種類)
 - 脱水: 汚泥 (以上1種類)
 - 油水分離・生物処理(メタン発酵、活性汚泥処理)・中和・脱水・乾燥: 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上5種類)
 - 破碎: 廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (以上4種類)
 - 破碎・分離: 廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、金属くず、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ (以上8種類)
 - 破碎・圧縮梱包: 廃プラスチック類、紙くず、繊維くず (以上3種類)
 - 圧縮: 金属くず (以上1種類)

2 事業の用に供する施設(詳細は裏面のとおり)

- 施設所在地
- (1) 東京都江東区新砂三丁目11番7号
 - (2) 東京都江東区新砂三丁目11番13号、15号
 - (3) 東京都江戸川区篠崎町二丁目23番3号

3 許可の条件

- (1) 2(1) 施設における脱水の稼働時間は、原則として9時から17時まで。
- 2(2) 施設における破碎・分離の稼働時間は、原則として12時間。
- 2(3) 施設における作業時間は、原則として9時から17時までとすること。
- (2) 「産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。
- (3) 中間処理は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 11月 30日 新規許可
令和 2年 11月 30日 更新許可 第5回

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無 無

(裏面あり)



産廃エキスパート

認定番号: 5-19-C0036



この許可証には複製の不正防止処置を施してあります。

2 事業の用に供する施設

(1) 東京都江東区新砂三丁目1番7号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
薬注固化	燃え殻	-----	2,067 (m ³ /日)	昭和58年6月15日	-----	-----
	汚泥	-----				
	廃酸 (泥状物に限る。)	-----				
	廃アルカリ (泥状物に限る。)	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
	鋳さい	-----				
薬注固化	がれき類 (汚泥との混合物に限る。)	-----	360 (m ³ /日)	平成17年9月1日	-----	-----
	ばいじん	-----				
	燃え殻	-----				
	汚泥	-----				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	-----				
脱水	鋳さい	-----	-----	平成25年2月8日	(産施第344号)	平成24年11月28日
	ばいじん	-----				
脱水	汚泥	29.8 (m ³ /日)	-----	-----	-----	-----

(2) 東京都江東区新砂三丁目1番13号、15号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
油水分離・生物処理 (メタン発酵、活性汚泥処理)・中和・脱水・乾燥	系統1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ	360 (m ³ /日)	-----	平成2年4月1日	(脱水) 産施第90213号	昭和63年10月6日
	系統2 汚泥	20 (m ³ /日)				
	系統3 廃酸、廃アルカリ	20 (m ³ /日)				
破碎・分離	廃プラスチック類 (※1)	0.82 (t/日)	-----	平成23年12月26日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (※1)	10.8 (t/日)				
	金属くず (※1)	3.28 (t/日)				
破碎・分離	廃プラスチック類 (※1)	1.52 (t/日)	-----	平成23年12月26日	-----	-----
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (※1)	20.1 (t/日)				
	金属くず (※1)	6.08 (t/日)				
破碎・分離	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (※1)	9.6 (t/日)	-----	平成29年4月24日	-----	-----

※1 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、動植物性残さを含む。ただしこれらの品目は単独処理能力に含まない。

(3) 東京都江戸川区篠崎町二丁目2-3番3号

施設種類	産業廃棄物の種類	単独処理能力	混合処理能力	設置年月日	許可番号	施設許可年月日
破碎・圧縮梱包	廃プラスチック類	4.2 (t/日)	4.2 (t/日)	平成26年10月8日	-----	-----
	紙くず	3.2 (t/日)				
	繊維くず	6.4 (t/日)				
	木くず※2	4.3 (t/日)				
	金属くず※2	3.9 (t/日)				
	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず※2	3.9 (t/日)				
破碎	ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	11.4 (t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----
圧縮	金属くず	4.8 (t/日)	-----	平成26年10月8日	-----	-----

※2 圧縮梱包を含まない。

(以下余白)



この印刷物は、印刷用の紙でリサイクルできます。